

鎌倉市明るすぎる広告照明ガイドライン

令和4年12月9日施行

1 趣旨

まちの照明は、安全性や利便性を高めるとともに、建造物等を際立たせ、夜間景観を演出し、まちの魅力のアップにつながるものです。一方、過剰な照明は周辺環境へ悪影響を及ぼすことから「光害」とも呼ばれています。

屋外広告物に付属する照明についても、LED照明等の普及により明るさ等が増し、生活環境や景観を阻害する事例が報告されており、周囲の景観との調和及び住環境等に与える影響を考慮し、場所ごとの景観特性に配慮した明るさや照明方式を用いる必要があります。

そこで、鎌倉市屋外広告物条例（以下「条例」という。）では、条例別表第2及び別表第3に「明るすぎる照度を有するLED照明等（*1）」の制限を定めました。

このガイドラインは、地域における明るすぎる照度を有する照明等の適切な規制誘導を目的として、条例に基づく制限の指針となる事項を定めるものです。

このガイドラインを基に、市民及び事業者の協力を得て、歴史遺産と共生するまち・鎌倉の街並みや景観の維持、創造をしていきたいと考えています。

*1 明るすぎる照度を有するLED照明等（明るすぎる広告照明）とは
明るさ（輝度）その他の表示の方法が、地域の景観等と調和しない照明装置付きの広告物等

2 適用範囲

全ての照明装置のある広告物等（電光表示装置等及び投影広告物を除く。）を対象とします。

3 照明装置付き屋外広告物のあり方

明るさ（輝度）その他の表示方法が地域の景観に調和しない照明装置付きの広告物等は、表示又は設置しないこと。

4 配慮事項

照明付き広告物等を設置する場合は、次の事項に配慮する必要があります。

(1) 明るさ（輝度）・色等

ア 不快に感じる明るさ（輝度）を有する照明装置付き広告物等は表示又は設置しないこと。
必要以上の光量を発生しないものであること。

イ 周辺の景観と調和した色温度とすること。暖かみのある照明を効果的に使用すること。

ウ 赤色などの派手な色を用いないこと。投光照明は、原則、白色のみとすること（環境配慮としてフィルターをかけることは除く。）。

(2) 光の漏えい等

ア 光が広告部分のみに照射されるよう光の漏えいの低減に努めること。広告物等の盤面等に照射する場合は、その盤面から光が漏えいしないこと。

イ 配光制御等により、上方又は住宅方向へ光が漏えいしないこと。

ウ LED照明を使用する場合で、表示面が歩行者等の視線に近い高さに設置するときは、表示面の向き及び角度に配慮すること。

(3) 照明方式

ア 光源の露出は避けること。極力、バックライト方式（間接照明式）又は内照式とすること。

イ 内照式広告物は全面発光を避け、文字等の部分の発光とすること。

ウ 視点場から俯瞰される建物には強い光を発する壁面広告物等を設置しないこと。

明るさ（輝度）の調整又は照明の線を細めることなど、柔らかかで暖かみのあるものとなるよう工夫を施すこと。

エ 激しい点滅又は動光を伴わないものとする。

オ サーチライト、レーザー等広範囲に光が漏れ、影響が大きいものは使用しないこと。

(4) 景観との調和等

- ア 信号や交通環境等に影響を与えないように配慮すること。
- イ 建築物の中高層部に設置するものは遠くからでも目立つため、より柔らかく上品な光となるよう配慮すること。
- ウ 一定以上の明るさ（輝度）（*2）を有する照明装置付き広告物等の表示又は設置は、第1種地域並びに指定文化財、景観重要建築物等及び歴史的風致形成建造物の敷地若しくはその周辺50メートル以内の場所では使用しないこと（周辺の状況等から支障がないと認める場合を除く。）。
- エ 強い光を発する照明装置付き広告物等は、第1種地域から展望できないものとする。
- オ 周辺の環境に応じて適切な点灯時間を設定すること。原則として、午後11時から日の出までの間は消灯とすること。
- カ 時間帯等によって明るさ（輝度）を調整するための調光機能を設けること。

(5) その他

- ア 自動販売機又は移動式看板については、商品見本等のみに光が照射されるようにし、必要以上の光量を発生しないものとする。
- イ 上記に定めるもののほか、その他の屋外広告物の取扱いの例による。
 - *2 一定以上の明るさ（輝度）とは
鎌倉市における電光表示装置等（デジタルサイネージ）に係るガイドラインの別表の区域区分等の欄の第4種地域の夜間の明るさ（輝度）の数値（800cd/m²）を目安とする。

5 その他の事項

- (1) その他地域の景観に調和させるために必要な措置については、協議により定める。
- (2) 照明装置付き広告物等の許可を受ける場合には、別紙の配慮事項の適合状況についてのチェックリストを市長に提出し、協議を行うものとする。
- (3) このガイドラインは、その運用状況、効果等を勘案し、条例第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、このガイドラインの施行後2年以内に必要な見直しを行うものとする。

鎌倉市明るすぎる広告照明配慮事項の適用状況についてのチェックリスト

項目	No.	ガイドラインの内容	チェック
(1) 明るさ・色等	1	不快に感じる明るさ(輝度)を有する照明装置付き広告物等は表示し、又は設置しないこと。 必要以上の光量を発生しないものであること。	
	2	周辺の景観と調和した色温度とすること。暖かみのある照明を効果的に使用すること。	
	3	赤色などの派手な色を用いないこと。投光照明は、原則、白色のみとすること(環境配慮としてフィルターをかけることは除く)。	
(2) 光の漏えい等	4	光が広告の部分のみに光が照射されるよう光の漏えいの低減に努めること。広告物等の盤面等に照射する場合は、その盤面から光が漏えいしないこと。	
	5	配光制御等により、上方又は住宅方向へ光が漏えいしないこと。	
	6	LED照明を使用する場合で、表示面が歩行者等の視線に近い高さに設置するときは、表示面の向き及び角度に配慮すること。	
(3) 照明方式	7	光源の露出は避けること。極力、バックライト方式(間接照明式)又は内照式とすること。	
	8	内照式広告物は全面発光を避け、文字等の部分の発光とすること。	
	9	視点場から俯瞰される建物には強い光を発する壁面広告物等を設置しないこと。 明るさ(輝度)の調整や照明の線を細めることなど、柔らかく暖かみのあるものとなるよう工夫を施すこと。	
	10	激しい点滅又は動光を伴わないものとする。	
	11	サーチライト、レーザー等広範囲に光が漏れ、影響が大きいものは使用しないこと。	
(4) 景観との調和等	12	信号や交通環境等に影響を与えないように配慮すること。	
	13	建築物の中高層部に設置するものは遠くからでも目立つため、より柔らかく上品な光となるよう配慮すること。	
	14	一定以上の明るさ(輝度)(*2)を有する照明装置付き広告物等の表示又は設置は、第1種地域並びに指定文化財、景観重要建築物等及び歴史的風致形成建造物の敷地若しくはその周辺50メートル以内の場所では使用しないこと(周辺の状況等から支障がないと認める場合を除く。) *2 一定以上の明るさ(輝度)とは 鎌倉市における電光表示装置等(デジタルサイネージ)に係るガイドラインの別表の区域区分等の欄の第4種地域の夜間の明るさ(輝度)の数値(800cd/m ²)を目安とする。cd/m ²
	15	強い光(輝度)を発する照明装置付き広告物等は第1種地域から展望できないものとする。	
	16	周辺の環境に応じて適切な点灯時間を設定すること。 原則として、午後11時から日の出までの間は消灯とすること。	
	17	時間帯等によって明るさ(輝度)を抑制するための調光機能を設けること。	
	18	自動販売機、移動式看板については、商品見本等のみに光が照射されるようにし、必要以上の光量を発生しないものとする。	
摘要			

備考

- 1 ガイドラインに適合している項目は「チェック」の欄にレ点を、該当項目であるが適合していない項目は×を、広告物等の内容によって該当しない項目は斜線を引いてください。
- 2 14の明るさ(輝度)は、最大値を記載してください。
- 3 当該チェックリストには、必要に応じ、ガイドラインの適合状況を説明する図書等を添付して提出してください。